

発達障害の児童・生徒への配慮

小学校や中学校、都立高等学校等の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒の中には、その障害特性から教員や友達とのコミュニケーションをうまくとれずに悩んでいる児童・生徒がいます。

こうした児童・生徒の場合、教員や友達の適切な理解と支援がないと、ときにいじめやからかいの対象になったり、学級不適応から不登校になったりすることが懸念されます。

発達障害の児童・生徒の豊かな学校生活を支えていくためには、本人に対する適切な指導と支援のみならず、障害のない児童・生徒に対する障害理解に関する教育を併せて行う必要があります。

いわゆる「空気が読めない…」ということ

発達障害の特性の一つに、その場の雰囲気や言葉の微妙なニュアンスを感じ取ることができず、場にそぐわない発言や反応をしてしまうことがあります。周囲からは、「空気が読めない」などと言われ、本人はやがて集団に溶け込むことが難しくなり、疎外感を募らせていくことがあります。

このような場合

本人に対して

- 教師は、障害の特性を踏まえ、本人と一緒に課題を解決していくことが必要です。
- 相手の気持ちや場の雰囲気を大切にした望ましい言動や行動の仕方について、具体的な場面を想定した指導を日常的に行います。
- 他の児童・生徒から報告があった場合には、本人に対して、その場面を想起させて「どのように対処することが望ましかった」のかを直ちに指導します。

周囲の児童・生徒に対して

- 感情的になることなく、少し時間(間)をおいて、その場の言動や行動が雰囲気にそぐわないものであることや、相手の気持ちを傷付けるものであること、どうすることが望ましいのかなどについて、本人に対して丁寧に話して聞かせるよう指導します。
- そのことが、対人関係のトラブルに発展しそうな場合(した場合)には、直ちに教員に報告するよう指導します。

【学級経営の工夫】

発達障害の児童・生徒の場合、集団適応に向けた望ましい行動様式を習得させるためには、問題となる行動が生じた際に速やかに指導を行うことが大切です。時間の経過とともに、具体的な指導と定着が図りにくくなることが考えられます。

そのためには、学級において、障害のある児童・生徒に対する一定の理解や落ち着いた対応が期待できる児童・生徒に、「何かあったら教えて欲しい」旨をあらかじめ話しておくことなども大切です。



- 障害のある児童・生徒の人権の尊重は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の基盤となるものです。
- 小学校や中学校、都立高等学校等の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒の人権に配慮した教育を行うためには、教職員のみならず、障害のない児童・生徒の理解と支援が不可欠です。
- 各学校においては、発達障害を含む障害のある児童・生徒に対する理解教育の一層の充実を図るとともに、障害のある児童・生徒の人権を尊重した望ましい対応の在り方について、全ての教師が「児童・生徒の良き手本」となる必要があります。

児童・生徒一人一人の人権を尊重した教育 ～全ての学校で推進する特別支援教育の更なる充実のために～

東京都教育委員会印刷物登録 平成24年度第252号
発行 東京都教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課
所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話 03-5320-6847



児童・生徒一人一人の 人権を尊重した教育

～全ての学校で推進する
特別支援教育の更なる充実のために～

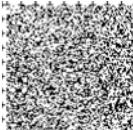


学校における教育活動は、常に子供の夢や希望を育むものでなければなりません。しかしながら、障害のある児童・生徒の人権や障害のある児童・生徒を育てる保護者の心情への配慮に欠いた指導や言動が後を絶ちません。

都における特別支援教育の更なる充実・推進に向けて、今こそ全ての学校の教師が日々の指導を振り返るとともに、障害のある児童・生徒の特性を踏まえた適切な指導や支援を行うために、人権を尊重した望ましい指導の在り方を具体的に考える必要があります。

平成25年3月
東京都教育委員会

SP コード：専門の機械で読み取ると、このリーフレットの概要を音声に変えて読み上げます。



障害のある児童・生徒の気持ちに寄り添った指導と支援が大切です。

～教師の不適切な指導が、児童・生徒やその保護者的心を深く傷付けてしまうことがあります～

思い当たることはありますか？ 【参考：人権教育プログラム（学校教育編）】

呼び方

児童・生徒に向かって「お前たちは…」と言ったり、呼び捨てにしたり、いわゆる「あだ名」で呼んだりすることはありませんか。また、特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒に対して、○○ちゃん等と呼ぶなど生活年齢に合わない呼び方をしている場面を見かけることもあります。

このような呼び方を親愛の情の表れという教員もいます。しかし、障害のある児童・生徒一人一人の尊厳について考えるとき、呼び捨てや「あだ名」、生活年齢にそぐわない呼び方等は、適切ではありません。

児童・生徒一人一人の人権を尊重する教育の観点から、敬称（「○○さん」「○○君」）を付けて呼ぶことが大切です。

掲示物

教室の内外等に児童・生徒の写真や作品が掲示されていることがあります。保護者や見学者等に、児童・生徒が頑張っている様子や学習の成果を伝えようとする意図によるものと思われますが、中には、児童・生徒の身体的特徴を誇張した似顔絵やイラスト、人権上不適切と思われるコメント等が付加された写真などが掲示されていることがあります。

こうした掲示物は、似顔絵やイラスト等の対象となった児童・生徒だけでなく、掲示物を見る児童・生徒や保護者の気持ちを傷付けています。

「不適切な掲示となっていないか」複数の教員で見直すなど、人権尊重の視点で組織的に確認をすることが大切です。

乱暴な言葉

児童・生徒が指示通りに動かなかったときに無理やり言うことを聞かせようとしたり、怒りにまかせて感情的な言葉を使ったりすることはありますか。

肉体的苦痛を与える体罰は言うまでもなく、言葉や態度などで精神的な苦痛を与える行為も、体罰と同じように人権侵害に当たる可能性があります。

教師の考え方や気持ちを児童・生徒に伝えるときは、児童・生徒が受け入れられるよう、児童・生徒の気持ちや状況を十分に考えながら、コミュニケーションの方法を工夫することが大切です。

例えば、児童・生徒がリラックスできる雰囲気で話をする、児童・生徒にとって分かりやすい言葉を使う、絵や文字を使うなどの工夫が求められます。

追い込む指導

「○○ができなかったら、○○をさせる」といった、児童・生徒に心理的な圧力をかけ追い込むような指導は極めて不適切です。

特に、障害がある児童・生徒の中には、障害特性や体験不足などから、嫌なことや苦手なこと、困難な状況下における心理的耐性が十分には育っていない児童・生徒も多くいます。

教師は児童・生徒の気持ちを鼓舞するつもりであっても、そのことが却って児童・生徒を萎縮させてしまったり、情緒を不安定にさせてしまったりします。

障害のある児童・生徒が安心して、意欲的・主体的に学習に取り組むことができるよう、例えば、少し頑張れば達成できる目標を設定し、段階的な指導を行うなど、励ましながら共に歩む指導が求められます。

障害のある児童・生徒の気持ちを大切にした指導

★児童・生徒一人一人と良好なコミュニケーションを図りましょう。

障害のある児童・生徒の中には、自分の気持ちや考えを相手にくまく伝えたり、教師の指示や言葉の意味を十分に理解して行動したりすることが難しい児童・生徒がいることにも留意し、一人一人の障害特性等に応じたコミュニケーションの方法を工夫しましょう。

- ◆ 断片的な言葉からでも、子供の気持ちを想像し、話の内容を理解するように努めましょう。
- ◆ ゆっくり、はっきり、短く、具体的に話しましょう。
- ◆ 一人一人に応じて、絵カード等を用いたコミュニケーションを工夫しましょう。



★できること・得意なことを伸ばす指導を心掛けましょう。

児童・生徒は、「苦手な学習」などに何度も取り組まれたり、同じ注意や指導を繰り返し受けたりしているうちに、それが心理的な負担となってやる気がなくなってしまうことがあります。

一人一人ができることを大切にした学習内容を工夫することで、児童・生徒の意欲を引き出しましょう。

- ◆ 児童・生徒一人一人の、「今、できること」、「よいところ（長所）」に着目し、更に伸ばす指導や配慮が大切です。



★児童・生徒一人一人を、褒めて伸ばしましょう。

児童・生徒は成功体験や褒められる経験から自己肯定感を高めます。一方、教師の不適切な言動や行動が児童・生徒の自信を失わせ、自尊感情の低下につながることがあります。

意図的に褒めることを増やすことで、高い教育効果が期待できます。

- ◆ 児童・生徒は、
 - ・褒められて意欲的になります。
 - ・褒められて気持ちに余裕ができます。
 - ・気持ちの余裕が、「心理的な安定」につながります。

